

国民年金 だより

ご存知ですか？
こんなこと、あんなこと



高知西年金事務所
高知市旭町3-70-1
☎088-875-1717
市民課保険医療係
☎42-1191

付加年金について

国民年金加入者は、付加年金に任意で加入することができます。

付加年金とは、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せして支給できる終身年金です。

付加保険料は月額400円です。付加年金の受給額は「200円×付加保険料納付月数」で計算します。

※加入申し込みは、市民課保険医療係で行えます。

※付加年金は、物価の変動による金額の変化はありません。

※国民年金基金加入者は、加入できません。

※4月から、付加保険料も国民年金保険料と同様に、納期限から2年間納めることができますようにしました。

※4月から、付加保険料も国民年金保険料と同様に、納期限から2年間納めることができますようにしました。

例 付加保険料を10年間納めた場合

●付加保険料（上乗せして納める金額10年分）

400円×10年（120月）=48,000円

●付加年金額（老齢基礎年金に上乗せになる金額1年分）

200円×10年（120月）=24,000円

※付加年金を2年間受給すると、10年間で納付した付加保険料総額と同額になります

年金事務所 出張年金相談日

相談日 ※毎月第4水曜日 6月25日（水）・7月23日（水）

受付時間 午前10時～11時40分・午後1時～3時

開催場所 総合保健福祉センター2階会議室

※事前の予約はできません。相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。
また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



医療保険だより

後期高齢者医療制度の新しい保険料率が決まりました

平成26・27年度 後期高齢者医療制度 保険料率

- 被保険者均等割額 51,793円
- 所得割額 10.35%

町村の経過措置終了。県内市町村の保険料率が均一化。

今年度の保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知で確認をお願いします。

保険料の軽減について

世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額の場合により、被保険者均等割額が9割、8・5割、5割、2割の軽減になる場合があります。

手続きは必要ありませんが、被保険者や世帯主で、前年中の所得が決定できていない人（未申告者）がいる場合、保険料軽減判定ができません。所得の申告をお願いします。

市民課 保険医療係

☎42-1191